



発行 新潟県

第55号

平成24年7月17日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

目 次

告 示

- 915 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定施術者等の指定(福祉保健課)
 916 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定施術者等の廃止届(福祉保健課)
 917 保安林の指定予定(治山課)
 918 保安林の指定予定(治山課)
 919 保安林の指定予定(治山課)
 920 土地改良区役員の就任及び退任届(農地計画課)
 921 県営土地改良事業変更計画の縦覧(農地計画課)
 922 道路の区域変更(道路管理課)
 923 道路の供用開始(道路管理課)

公 告

- 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見(商業振興課)
 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見(商業振興課)

告 示

◎新潟県告示第915号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により、指定施術者等を次のとおり指定した。

平成24年7月17日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

氏名	名称	所在地	指定年月日
青木 藤一(あん摩・マッサージ)	株式会社 フレアス ふれあい在宅マッサージ 上越	上越市土橋1021-4日 新城北ビル1階	平成24年5月22日
望月 弘明(柔道整復)	望月接骨院	上越市東本町4-3-3	平成24年5月10日
望月 弘明(柔道整復)	望月接骨院 関山分院	妙高市関山2030-1	平成24年5月10日
大川 勲(柔道整復)	くるみ園接骨院	上越市大字東中島2487	平成24年5月10日
荒海 雄治(あん摩・マッサージ)	らいふマッサージ治療院 新発田店	新発田市舟入町1-6-16-101	平成24年5月25日
高山 大祐(柔道整復)	高山ひまわり整骨院	加茂市殻町4-5	平成24年4月1日

◎新潟県告示第916号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定施術者等から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成24年7月17日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
高山整骨院	加茂市穀町4番5号	平成23年11月30日

◎新潟県告示第917号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成24年7月17日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 保安林予定森林の所在場所
新潟県南魚沼市畔地字清水山969、970
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び南魚沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第918号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成24年7月17日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 保安林予定森林の所在場所
新潟県東蒲原郡阿賀町鹿瀬字鳥屋ノ平10061、10066、字黒崎10196の1
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字鳥屋ノ平10061、10066、字黒崎10196の1（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を新潟県農林水産部治山課及び阿賀町役

場に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第919号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成24年7月17日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 保安林予定森林の所在場所

新潟県十日町市松之山水梨字居村2061の4、2098、2099の1、2099の2、2101の1から2101の3まで、2102の1、2102の2、2114、2116の1、2121の11、2121の12

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び十日町市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第920号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、新発田市の加治郷土地改良区から次のとおり役員が就任及び退任した旨の届出があった。

平成24年7月17日

新潟県新発田地域振興局長

1 就任

理事	新発田市茗荷谷 661 番地	大沼 淳 (理事長)
〃	〃 上今泉甲 174 番地	渡邊 英雄
〃	〃 貝塚 699 番地	森谷 伊和男
〃	〃 中島 417 番地 1	原 榮一
〃	〃 向中条 571 番地	中野 義隆
〃	〃 三日市 17 番地	高澤 徳栄
〃	〃 小島 62 番地 1	赤塚 克則
〃	〃 古川 676 番地 1	菊池 政英
〃	〃 湖南 1379 番地	佐久間 剛
〃	〃 金塚 570 番地	丸山 昇
監事	新発田市真野原外 1419 番地	後藤 伊佐務
〃	〃 寺尾 60 番地 1	佐藤 順一
〃	〃 下山田甲 263 番地	大滝 一博

就任年月日 平成 24 年 7 月 2 日

2 退任

理事	新発田市金塚 597 番地	米山 興一 (理事長)
〃	〃 茗荷谷 661 番地	大沼 淳
〃	〃 高山寺 253 番地	松田 勇
〃	〃 中島 417 番地 1	原 榮一
〃	〃 貝塚 699 番地	森谷 伊和男
〃	〃 住田甲 427 番地 17	渡辺 鉄也

〃	〃	上今泉甲 174 番地	渡邊 英雄
〃	〃	向中条 571 番地	中野 義隆
〃	〃	三日市 17 番地	高澤 徳栄
〃	〃	小島 62 番地 1	赤塚 克則
監事		新発田市草荷 715 番地	本間 忠男
〃	〃	湖南 1390 番地	伊藤 正和
〃	〃	金塚 562 番地	竹内 要司
退任年月日 平成 24 年 7 月 1 日			

◎新潟県告示第921号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、新発田市の一部を受益地域とする県営太齋地区区画整理（県営ほ場整備「担い手育成型」）事業計画の変更をしたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成24年7月17日

新潟県新発田地域振興局長

1 縦覧に供する書類の名称

県営土地改良事業変更計画書の写し

2 縦覧に供する期間

平成 24 年 7 月 18 日から平成 24 年 8 月 14 日まで

3 縦覧に供する場所

新発田市役所加治川庁舎

4 その他

- (1) この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に審査請求することができる。
- (2) この土地改良事業計画について不服があったとしても、土地改良事業計画についての取消しの訴えを提起することはできない。取消しの訴えを提起することができるのは、土地改良事業計画についての審査請求に対する決定に対してのみである。

◎新潟県告示第922号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成24年7月17日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 道路の種類 県道

2 路線名 田沢小栗山線

3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
十日町市八箇字南沢壬2番82から	新	13.8～29.6メートル	140.3メートル
同市八箇字南沢壬2番80まで	旧	13.2～29.6メートル	140.5メートル

◎新潟県告示第923号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成24年7月17日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 田沢小栗山線
- 2 供用開始の区間
十日町市八箇字南沢壬2番82から同市八箇字南沢壬2番80まで
- 3 供用開始の期日 平成24年7月17日

公 告

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

平成24年7月17日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名称 長岡寺島ショッピングセンターA街区
所在地 長岡市寺島町字見取7番8外
設置者 株式会社コメリほか1者
- 2 届出の概要及び公告日
概要 大規模小売店舗立地法第5条第1項の規定による新設の届出
公告日 平成24年3月6日
- 3 意見の概要
 - (1) 長岡市からの意見の概要
意見なし
 - (2) 居住者等の意見の概要
意見書の提出はなかった。
- 4 縦覧場所
新潟県産業労働観光部商業振興課
- 5 縦覧期間
平成24年7月17日から平成24年8月17日まで

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

平成24年7月17日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名称 長岡寺島ショッピングセンターB街区
所在地 長岡市寺島町字新助187番1外
設置者 株式会社コメリ
- 2 届出の概要及び公告日
概要 大規模小売店舗立地法第5条第1項の規定による新設の届出
公告日 平成24年3月6日
- 3 意見の概要
 - (1) 長岡市からの意見の概要
駐車需要の充足等交通に係る事項
 - ・ 出入口B-4については、一般車両の乗り入れを禁止し、新設する道路等から来退店する経路を案内するとともに、一般車両の乗り入れを禁止する表示を行ってください。
 - ・ 出入口B-4からの一般車両の乗り入れを禁止しない場合には、市道上川西261号線については、都市計画法施行規則第20条の規定に基づき、歩車道分離を講じた幅員9m以上に拡幅整備する必要がある

ため、都市計画法第32条及び第35条の2の変更手続を行ってください。

(2) 居住者等の意見の概要

意見書の提出はなかった。

4 縦覧場所

新潟県産業労働観光部商業振興課

5 縦覧期間

平成24年 7月17日から平成24年 8月17日まで